

○出水市木材利用促進連絡会議設置規定

(設置)

第1条 出水市における木材利用を円滑に推進するため、出水市木材利用促進連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、関係部局が計画し、又は実施する事業等について、木材の具体的な利用方法を検討するなど木材利用の推進に関する総合的な調整について審議する。

(組織)

第3条 連絡会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、産業振興部長をもって充てる。

3 副会長は、産業振興部農林水産整備課長をもって充てる。

3 委員は、建設部都市計画課長、同部道路河川課長及び教育委員会教育部教育総務課長をもって充てる。

(会長)

第4条 会長は、会務を総理し、連絡会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第5条 連絡会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 連絡会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を連絡会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、産業振興部農林水産整備課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。